

岐阜市総合交通協議会規約

(設置)

第1条 岐阜市における集約型の市街地構造を目指した総合的な交通施策を推進するため、都市・地域総合交通戦略（以下「交通戦略」という。）及び地域公共交通計画（以下「公共交通計画」という。）の策定及び実施に関する協議・調整を行うことを目的とし、都市・地域総合交通戦略要綱（平成21年3月16日付け国都街第77号）の第2及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。）第6条第1項の規定に基づき協議会を設置する。

(名称)

第2条 協議会の名称は、岐阜市総合交通協議会とする。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、岐阜県岐阜市司町40番地1、岐阜市役所内に置く。

(事業)

第4条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 交通戦略及び公共交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 交通戦略及び公共交通計画に位置付けられた事業の実施に係る調整に関すること。
- (3) 交通戦略及び公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第5条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 地域公共交通の利用者
 - (3) 公共交通事業者等
 - (4) 関係する経済団体
 - (5) 警察（公安委員会）
 - (6) 道路管理者等関係行政機関
 - (7) 岐阜市
 - (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 協議会は、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の中から選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長は、相互に兼ねることはできない。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長は会長が指名する者をもって充てる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ議事を開くことができず、その議事において議決を要する事項については、特別の定めがある場合を除くほか、出席委員（代理人を含む。以下同じ。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 会議は、原則として公開とする。ただし、会議及び資料を公開することにより公正かつ円滑な議事運営等に支障が生じると会長が判断した場合は、非公開で行うものとする。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 委員は、会議に代理人を出席させることができる。ただし、学識経験者の委員は、この限りでない。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の委員は、その協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第9条 協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は幹事長及び幹事で組織し、会長が指名する者をもって充てる。
- 3 幹事会は、必要に応じ、幹事長が召集し、その議長となる。
- 4 前3項に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(部会)

第10条 協議会は、専門的事項に関して審議するため部会を置くことができる。

- 2 部会の委員は、会長が指名する者をもって充てる。
- 3 前2項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局の事務に従事する職員は、会長が定めた者をもって充てる。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第12条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他収入をもって充てる。

(監査)

第13条 協議会の出納を監査するため、協議会に監査委員を2人置く。

- 2 監査委員は、委員の所属組織のうちから協議会で協議して定める。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第15条 協議会は、委員、幹事長及び幹事、監査委員並びに部会委員に対し、報酬及び費用弁償を支給することができる。

2 前項の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。

(委任)

第17条 会長は、その権限の属する事務の一部を会長が定める者に委任することができる。

2 前項の規定により委任された事務の執行にあたっては、その責任は当該委任された者に帰属する。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成20年3月3日から施行する。

2 協議会の設立初年度の役員の選任については、その任期は、第5条第2項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成20年5月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年8月10日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年12月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年8月28日から施行する。

附 則

この規約は、令和 2年12月23日から施行する。

附 則

この規約は、令和 3年 5月28日から施行する。